


# 乙第 29 号証

判親	村長	助役	収入役	課長の長	係長	合	議
							

## 復命書


平成 7 年 2 月 7 日

阿智村長  
山内 康治 殿

課長 係  
職名 氏名 勝野 人 

命により出張したところ、その概要は下記のとおりでありますので、復命します。

### 記

- 期 日 平成 7 年 2 月 7 日 (火) から  
平成 年 月 日 ( ) まで
- 用務先  北設楽郡 檜武町
- 用 務 ア-ア1-道路用地交渉
- 概 要 別紙のとおり

5

10

ア-リール 遺族

茨谷 行彦 氏、中々 義典 相親 について

5

H. 7. 2. 7 10:10

茨谷 義典

是

熊谷 茂平

原 勇

茨谷 利州

出席者

藤野

牛山

久保 晴彦

10

○ 母親(茨谷 茂平)がすでに故人であることと、地元の  
住民には、ご迷惑は掛かれない

尚、お金についても、母親がすでに故人であることと、  
地元で故人であることと、関係なく

15

この時、お金は都内在中であることが、森代裁判官に証明された

○ 相親 義典 については、[redacted] 氏が現在行方不明であり、大変  
ご迷惑を掛ける

20

お礼として、[redacted] 氏の問題について、研究等をする。建業  
への力を挙げる

[redacted] さん以外の相続人については、[redacted] さんから理解を  
お願いする。

○ 至急、連絡して了解を得る

火相鑑定登記に際向がたが。 (相鑑定不能の旨) の7" 封  
 通工事に着手させて頂きたい。

○ 工事着手了解